

平成23年9月27日

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について（平成22年度決算）

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、9月定例議会にて報告しました指標について下記のとおり公表します。

【健全化判断比率】（単位：％）

指標名	平成22年度	平成21年度	早期健全化基準	対象範囲
実質赤字比率	—	—	15.0	一般会計等
連結実質赤字比率	—	—	20.0	一般会計等、公営企業会計
実質公債費比率	15.8	16.4	25.0	一般会計等、公営企業会計、一部事務組合、広域連合
将来負担比率	—	0.1	350.0	一般会計等、公営企業会計、一部事務組合、広域連合

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、「—（該当なし）」で表示しています。

※将来負担比率はマイナスのため、「—（該当なし）」で表示しています。

【資金不足比率】（単位：％、特別会計毎）

対象会計名	平成22年度	平成21年度	経営健全化基準
水道事業特別会計	—	—	20.0
病院事業特別会計	—	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	—	20.0

※全会計において資金不足（収益的収支の赤字）がないため、「—（該当なし）」で表示しています。

平成22年度決算に基づき算定された佐川町の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」については、上記のとおり早期健全化基準及び経営健全化基準をすべて下回っています。

なお、早期健全化基準を一つでも上回った場合は早期健全化計画を、また経営健全化基準を上回った会計については経営健全化計画を定め、法に基づく外部監査や議会への実施状況報告等が求められます。

《参考》

用語の解説

●実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

●連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

●実質公債費比率(3カ年平均)

一般会計等が負担する実質的な公債費の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く)に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

●将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く)に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※将来負担額: 下記の合計額

- ・一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・債務負担行為に基づく支出予定額
- ・一般会計等以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ・当該団体が加入する組合等の地方債の元利償還に充てる負担等見込額
- ・退職手当支給予定額(全職員が年度末に退職した場合の支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ・地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・連結実質赤字額
- ・組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

●資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$